

# 配偶者手当見直し

## 経団連提言へ主婦の就労後押し

経団連は14日、企業が「103万円未満」や「130万円未満」として「配偶者手当」の見直しを推進する方針を固めた。配偶者の年収が「103万円未満」や「130万円未満」としている「配偶者手当」の見直しを推進する方針を固めた。配偶者の年収が「103万円未満」や「130万円未満」としている「配偶者手当」の見直しを推進する方針を固めた。

とめる春季労働交渉の経営側の基本方針(経労委報告)に明記する。見直しは義務ではなく、個々に企業の判断に委ねる。人事院の調査によると、企業の7割程度が配偶者手当を支払っている。「妻の年収が103万円未満」を条件とする企業が2014年の平均支給額は月額1万4347円(年間17万円超)だ。主婦がパートなどで働いて年収が103万円以上になると手当が受け取れず、仕事を手控える要因となっている。専門主婦世帯の税負担を軽くする配偶者控除と合わせて「103万円」の壁と呼ばれ、見直しを求め声が上がっていた。配偶者手当の見直し方はそれぞれの企業に委ねられる。有力案となるのが、トヨタ自動車を採用を決めた家族手当の方式だ。トヨタは従来、妻の年収が103万円以下の場合、子どもがいなくても月1万9500円を支給していた。新制度では妻の年収の水準にかかわらず、子ども1人当たり2万円を支給する。配偶者手当を廃止する代わりに、ボーナスや基本給に反映する企業もある。

ただ、支払総額を増やさない限り、専門主婦世帯や子どもがいない家庭の所得の減少につながる。企業内企業家がどれだけ広がるか、企業内企業家がどれだけ広がるか、意見集約の難航も予想不透明な部分が残る。